平成２５年（フ）第１１８０号
大阪市西区阿波座２丁目４番２―501号
破産者　井口　哲也
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３２７号
大阪府枚方市東船橋２丁目24番地の１
破産者　奥村　政雄
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３６４号
神戸市兵庫区荒田町４丁目13―４―201号、住民票上の住所神戸市兵庫区荒田町４丁目26番７号　東山マンション１Ｆ
破産者　増田　邦夫
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４５４号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番19号　カーサ田中101号
破産者　樺山　　昇
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８７２号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目251番地、開始時の住所兵庫県川西市緑台１丁目１番地の53
破産者　宍戸　　健
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
大阪府松原市河合３丁目31番地の53、前住所大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目６番19号
破産者　三浦工務店こと　三浦　健一
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
堺市東区南野田145番地４　雇用促進住宅３棟206号
破産者　秋山　克已
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７５７号
神戸市灘区中原通７丁目２番13号　ハイム中原103号、従前の住所京都市伏見区向島二ノ丸町337番地６
破産者　カラオケ「亜矢」こと　勝井　俊郎
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８８号
神戸市長田区長尾町１丁目８番１―301号
破産者　藤原　浩二
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２号
兵庫県宝塚市千種３丁目12番８号、前住所兵庫県西宮市甲子園八番町３番15号
破産者　河野　　弘
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３７号
住民票上の住所兵庫県川西市東畦野２丁目３番42号
破産者　白川　清彦
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
奈良県生駒郡三郷町城山台２丁目13番29号
破産者　惣谷　加与（旧姓阿比留）
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６号
北九州市小倉北区新高田１丁目６番15―701号
破産者　濵野　友美（旧姓池田）
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５８号
北九州市八幡東区東台良町８番７―202号
破産者　飯盛　博子
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１号
鹿児島県曽於郡大崎町持留1832番地39、前住所鹿児島県肝属郡東串良町池之原2470番地３、前々住所鹿児島県鹿屋市笠之原町2755番地11
破産者　若林　恵美（旧姓松尾）
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１号
北海道夕張市清水沢１丁目９番地９
破産者　諸澤久美子
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第８号
北海道夕張郡栗山町字継立300番地
破産者　田村　一浩
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第９３０号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目13番１―406号
破産者　中馬　智隆
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５号
長野県茅野市豊平6659番地
破産者　長田　　桂
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部